

ポリテクカレッジ浜松協力会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、ポリテクカレッジ浜松協力会と称し、事務局を東海職業能力開発
大学校附属浜松職業能力開発短期大学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、東海職業能力開発大学校附属浜松職業能力開発短期大学校
(以下「ポリテクカレッジ浜松」という。)と連携を密にして、ポリテク
カレッジ浜松が行う人材の育成及び技術援助等職業能力開発事業の発展向
上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ポリテクカレッジ浜松が行う教育訓練および企業が行う各種研修に係わる
相互協力
- (2) ポリテクカレッジ浜松が行う技術的相談援助事業等に関する事
- (3) 技能・技術に関する研究会、講演会、講習会の開催および情報提供に関す
ること
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する地域の企業をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長3名、評議員6名、相談役若干名、
監事2名を置く。

(役員を選任)

第6条 前条に掲げる役員は、会員の中から互選し、総会において決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
2 役員は、任期満了後又は辞任後も新たな役員が就任するまで引き続きその
職務を行うものとする。
3 役員に欠員を生じたときは、第6条により決定することとし、その役員
の任期は前任者の残余期間とする。

(役員任務)

第8条 会長は、会務を統括し本会を代表する。また、総会および役員会において
議長となる。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3 評議員は、会務運営につき審議する。
4 相談役は、役員会の要請等により出席し意見を述べることができる。
5 監事は、会計につき監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が必要と認めた場合、役員会に出席して意見を述べることが
できる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。
2 前項の会議には、ポリテクカレッジ浜松の推薦を受け、役員会において承
認された者をオブザーバーとして出席させることができる。

(総会)

- 第11条 総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるときに開催し、会長がこれを召集する。
- 2 総会は、委任状を含む会員の2分の1以上の出席によって成立し、その決議は出席者の過半数の賛成を要する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決めるものとする。
- 3 総会は、次の事項について審議する。
- (1) 事業計画および事業報告に関する事
 - (2) 予算および決算に関する事
 - (3) 役員を選出に関する事
 - (4) 会則の変更に関する事
 - (5) その他、会長が必要と認める事項に関する事

(役員会)

- 第12条 役員会は、第5条に定める者をもって構成し、会長が必要と認めるとき召集する。
- 2 役員会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に提案すべき事項
 - (2) その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

- 第13条 第3条の事業について調査、検討するために専門部会を置くことができる。専門部会を構成する部会委員は、会員の中より会長が選出し、会長が必要に応じて召集する。
- 2 部会での調査、検討事項については、その都度、会長に報告するものとする。
- 3 第1項の専門部会には、ポリテクカレッジ浜松の推薦を受け、会長が必要と認めたものをオブザーバーとして出席させることができる。

(会計)

- 第14条 本会の運営に要する経費は、会費およびその他の収入金をもって充てる。
- 2 会計担当は、会長が会員の中から選任する。

(会費)

- 第15条 本会の会費は年額5,000円とし、当該年度中に速やかに納入するものとする。一旦納入された会費は、返納しないこととする。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、事業年度と同一とする。

(入会および脱退)

- 第17条 本会の趣旨、目的に賛同し、入会をしようとするものは「入会申込書」(別紙様式)により申し込むものとする。
- 2 本会を退会しようとする者は、書面(任意様式)により会長に届け出するものとする。

(事務局)

- 第18条 本会に事務局を設け、会長が事務局担当者を委嘱する。

附則

この規約は、平成7年5月15日から適用する。ただし、設立当初の役員任期は、第7条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

改 正	平成 8年5月20日
改 正	平成13年6月14日
改 正	平成21年7月 7日
改 正	平成22年6月28日
改 正	平成25年6月18日